

寒河江市いこいの森に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第9号

寒河江市いこいの森に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

寒河江市いこいの森に関する条例の施行規則（平成3年市規則第3号）の一部
を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

寒河江市いこいの森施設使用許可申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所

氏 名

下記のとおり寒河江市いこいの森の施設を使用したいので、申請します。

記

使用目的		使用料金	
使用団体名		使用責任者	
責任者住所		電話番号	
使用人員	大人	小人	ほか幼児
	男 名 女 名	男 名 女 名	名 名
合計 名			
使用する施設及び使用時間			
森のいえ	研修室	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
運動広場	片面・全面	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
キャンプ場	張	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
特別な設備等の使用の有無及び内容	(使用する場合は仕様書を添付すること。)		
遵守事項	使用の際は係員の指示に従い、使用後は後始末を行い係員に報告します。 その他、寒河江市いこいの森に関する条例及び同施行規則を遵守します。		

※受付 年 月 日

※許可 年 月 日

寒河江市いこいの森施設使用許可書

年 月 日

様

寒河江市長

印

年 月 日付で申請のあった寒河江市いこいの森の施設の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的		使用料金	
使用団体名		使用責任者	
責任者住所		電話番号	
使用人員	大人	男 名 女 名	男 名 女 名 ほか幼児 名
		小人	合計 名
使用する施設及び使用時間			
森のいえ	研修室	月 日 午前・午後 時 分 から	月 日 午前・午後 時 分 まで
		月 日 午前・午後 時 分 から	月 日 午前・午後 時 分 まで
運動広場	片面・全面	月 日 午前・午後 時 分 から	月 日 午前・午後 時 分 まで
		月 日 午前・午後 時 分 から	月 日 午前・午後 時 分 まで
キャンプ場	張	月 日 午前・午後 時 分 から	月 日 午前・午後 時 分 まで
		月 日 午前・午後 時 分 から	月 日 午前・午後 時 分 まで
特別な設備等の使用の有無及び内容	(使用する場合は仕様書を添付すること)		
遵守事項	使用の際は係員の指示に従い、使用後は後始末を行い係員に報告すること。その他、寒河江市いこいの森に関する条例及び同施行規則を遵守すること。		

寒河江市いこいの森施設使用取消申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所

氏 名

下記のとおり寒河江市いこいの森の施設の使用を取り消したいので、申請します。

記

許 可 年 月 日		許 可 番 号	
使 用 団 体 名		使 用 責 任 者	
責 任 者 住 所		電 話 番 号	
取 消 理 由			
使用を取り消す施設及び使用時間			
森 の 家	研 修 室	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
運 動 広 場	片 面 ・ 全 面	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
キ ャ ン プ 場	張	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
備 考			
既 納 使 用 料	円	納 入 年 月 日	年 月 日

※受付 年 月 日

※許可 年 月 日

寒河江市いこいの森施設使用料免除申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所

氏 名

寒河江市いこいの森の施設の使用について、使用料の免除を受けたいので、申請します。

記

使用申請年月日	年 月 日	許 可 番 号	
使用団体名		使用責任者	
責任者住所		電 話 番 号	
使用人員	男 名	男 名	ほか幼児 名
	大人 女 名	小 人 女 名	合 計 名
使用する施設及び使用時間			
森のいえ	研修室	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
運動広場	片面・全面	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
キャンプ場	張	月 日 午前・午後 時 分 から	
		月 日 午前・午後 時 分 まで	
免除を申請する理由			
使用料の額	円	免除の額	円

※受付 年 月 日

※許可 年 月 日

寒河江市いこいの森施設使用料還付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所

氏 名

寒河江市いこいの森の施設の使用について、次のとおり使用料の還付を申請します。

記

使用申請年月日	年 月 日	許 可 番 号	
使用団体名		使用責任者	
責任者住所		電 話 番 号	
申 請 理 由			
使用する施設及び使用時間			
森のいえ	研修室	月 日 午前・午後 時 分 から 月 日 午前・午後 時 分 まで	
運動広場	片面・全面	月 日 午前・午後 時 分 から 月 日 午前・午後 時 分 まで	
キャンプ場	張	月 日 午前・午後 時 分 から 月 日 午前・午後 時 分 まで	
備 考			
既納使用料	円	納入年月日	年 月 日
還付申請額	円		

※受付 年 月 日

※許可 年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に残存する改正前の様式による用紙は、必要な改定を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。